右 右

第四千二百十八号

平成二十八年(金曜日)

次

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 准看護師試験の施行 (医療薬務課) ... 保高 険福 課祉

告

示

目

介護保険法による指定介護予防サー ビス事業者の介護予防 事業の廃止の届出......

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための サービス事業の廃止の届出......

法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出..... (障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退..... 同

公 告

右 建設業者の許可の取消し..... 県西 県三

同 同 県下

民地

局域

껃 껃 \equiv

同

:

民地

局域

:

局域

三

公安委員会

指定講習機関の行う初心運転者講習の休止

(運転免許課)

껃

示

告

青森県告示第六百七十七号

平成二十九年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行

規則 (昭和二十六年厚生省令第三十四号) 第十九条の規定により告示する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十八年十月二十八日

試験の期日及び場所

期日 平成二十九年二月九日 (木)

場 所 青森市大字横内字神田一二

2

受験願書受付期間 平成二十八年十二月五日 (月) から同月九日 (金) まで。ただし、郵送する場合 青森中央学院大学

Ξ 受験願書提出先

同月九日までの消印のあるものは有効とする。

同

は

:

青森市長島一丁目一の 〒〇三〇 八五七〇

:

兀 その他

三.

青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ

医療薬務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ (電話

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森県健康福祉部

九二九一) に問い合わせること。

青森県告示第六百七十八号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

リラ株 ナフイ ナフ ア社 c o K株 e f・式 f S会 グ株一式 ケビ株 アリ式会 六戸 氏名 六戸 指定居宅サー 称又 S会社 卜会社 , 町 , 町 ブ社 名は i 銀字杉田 地六〇 東京大落瀬字前公 地六〇 東京大落瀬字前公 リ三八八一日市 字弘 ル目青 所主 だ在地又は住い たる事務所の 村前 一森 ・ビス事業者 元市 大字駒越 一長 号熊島 六二大の字 谷三 谷大 所の 谷大 護通 護訪 問 指養居 護訪 護訪 護訪 種ビ宅類スサ 問 所 問 導管宅 問 介 介 介 介 理療 看 面ラブア 木イホク フーテ 田ムィ c o K シス訪 e f ・ョテ介 f S i ン l 護 苑タビデ 岩 ー スイ 木桜セサー 美ン セハビ ン戸リ タケー アブ 険民六 病健戸 険民六 病健戸 名 行居 記せり 院康町 院康町 保国 保国 称 の野弘 五五前市 日二五 五中 後田四二の 丁八目戸 三越弘 ·面八 事ビス業事 所 八市の類 在 所を 地 四 -字町 -字町 " " 壳 兲 츳 年届廃 .成 月に上日出の Ċ $\overline{\overline{\circ}}$ た た 六 芫 六 \equiv 六平 兲 11 11 11 11 年廃 月 日止 **予成** 表

青森県告示第六百七十九号

たので、 指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出が 介護保険法 同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二 一項の規定により、 あっ 次

成二十八年十月二十八日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

青森県告示第六百八十号

coK株 ef・式 fS会 i 社 リラ株 ナイズ会 ア社 ケビ株 アリー ブ社 グート と社 六戸 氏名 六戸 称又 事指 , 程定介護予防 程定介護予防力 町 町 名は リバースワンD 二丁目一八の四 八戸市新井田西 地六〇 瀬字前公 地六〇 東京大落瀬字前公 字弘 村前 ·銀青 ル目青 所主 字森市田浪 一森 ニー森 元一二三 ザー -長 号熊島谷三 六二大の字 . ビ 者ス 谷三ビ丁 住所 の越 谷大 谷大 所の 理療防介 指養居護 導管宅予 介防介 護訪護 問予 介防介 介防介 看防介 種ビ防介 類スサ護 の一予 介防介 護訪護問予 護通護所予 護訪護問予 護訪護問予 c o Kシス訪 e f・ョテ介 f S i ン l 護 苑タビデ 岩 ー スイ 木桜セサ 美ンー 面ラブア 木イホク フーテ 田ムィ セハビ ン戸リ タケー 険民六 病健戸 険民六 病健戸 名 事介 業護 院康町 院康町 田ム 保国 保国 称 を予 一二の 一二の 一 一 大字 日 人 保 後田四二の四二の河南 の野弘 五五前 三越弘 の字前 一村市 行防 丁八目戸 所 うサ 事 八市 丁市 目大 二字 在 元大 一字 二駒 の類 業ビ 家四 所ス 地 五中 字町 字町 **三平** 兲 兲 兲 年届廃 月 止 日出の 成 Ō $\overline{\overline{\circ}}$ た た 六 芫 三. ~ 汽平 " 11 11 11 兲 年廃 月 日止 成 **○ た** 言

平成二十八年十月二十八日

1)

公示する。 療)

から名称を変更した旨の届出があったので、

百十

三号)

第六十四条の規定により、

次のとおり指定自立支援医療機関

(平成十七年法律第

(精神通院

同法第六十九条第二号の規定によ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

青森県知 事 Ξ 村 申

吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
リヴ調剤薬局くすし店	くすし調剤薬局	リヴ調剤薬局三内店	おかじま調剤薬局三内店	リヴ調剤薬局栄町店	おかじま調剤薬局栄町店	リヴ調剤薬局堤店	おかじま調剤薬局堤店	リヴ調剤薬局松原店	おかじま調剤薬局松原店	リヴ調剤薬局八重田店	おかじま調剤薬局八重田店	名称
・青森市久須志四丁目三の一六		二五二二五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		- 青森市栄町二丁目二の一七		- 青森市堤町二丁目三の一一		青森市奥野二丁目二〇の二		青森市八重田二丁目一三の一		所在地
"		"		11		11		11		六 平 ・成 ユ・ ニ		年変月 日更

青森県告示第六百八十一号

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。 百二十三号) 第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

公

おかじま調剤薬局旭町店

青森市北金沢二丁目一〇の一二

六平 が成 き

名

称

所

在

地

年指 月定辞 日退

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年十月二十八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 有限会社中豊建設

代表者の氏名 中村 國夫

Ξ

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一一六三一号 主たる営業所の所在地 八戸市大字石手洗字梨子木平一二の

取消年月日 平成二十八年九月二十八日

六 五 四

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十八年九月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 建設業者の許可の取消し

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

県

森

青

商号又は名称

工藤工務店

青森県知事

Ξ

村

申

吾

氏名 工藤

広幸

主たる営業所の所在地

西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢五三の一

報

建設業者の許可を取り消したので、

平成二十八年十月二十八日

七

取消しの原因となった事実

五 兀

取消年月日

平成二十八年十月六日

許可番号 青森県知事許可 (般 二四)

第四〇〇二一八号

る規則

取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

より確認された。このことが、

平成二十八年九月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業法

(昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可の取消し

商号又は名称

 \equiv

兀

代表者の氏名

千葉

有限会社丸福総産

建設業者の許可を取り消したので、

同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十八日

許可番号 主たる営業所の所在地 青森県知事許可 (般 二七) 第四〇〇三九四号

五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九七の四

取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十八年十月四日

五

取消しの原因となった事実 土木工事業、 舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

平成二十八年四月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

七

より確認された。このことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

IJ

六

七

届出に

取消年月日 平成二十八年十月七日 許可番号 青森県知事許可 (般 二三)

兀 五

Ξ

主たる営業所の所在地 むつ市宇田町一八の四四

第一五六八八号

代表者の氏名

祐川 清人

商号又は名称

有限会社スケカワ

青森県知事

Ξ

村

申

吾

取消しの原因となった事実 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十八年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百二十六号

関五所川原モータースクールの特定講習の休止を許可したので、 道路交通法 (平成二年国家公安委員会規則第一号) 第十四条第二項の規定により告示する。 (昭和三十五年法律第百五号) 第百八条の十の規定により、指定講習機 指定講習機関に関す

平成二十八年十月二十八日

青森県公安委員会委員長 子

高 畑 紀

届出に 休止しようとする特定講習の種別

普通自動車、普通二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習

休止しようとする期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人) 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

県号

定価小口一枚二付十五円四十四銭